

広島県告示第八百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定によって、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十一年九月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 解除に係る保安林の所在場所

東広島市黒瀬町津江字南後畑一三四三の一・一三四四の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、「一三四三の二」、「一三四四の三から一三四四の五まで

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産局農林整備部森林保全課及び東広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）